

事業主の皆様／小学校等の休業等に伴い、仕事を休まざるを得ない保護者の皆様へ

「小学校休業等対応助成金・支援金」をご活用ください。



新型コロナウイルス感染症による
小学校等の臨時休業等の影響を受けた方に対する支援です！

◆ 小学校休業等対応助成金（事業者の方向け）

【制度概要】

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主を支援する制度です。

【対象となる休暇の取得期間】

令和4年1月1日～3月31日

【申請期限】

令和4年5月31日

【日額上限額】

令和4年1～2月

⇒ 11,000円

令和4年3月

⇒ 9,000円

※ 申請の対象期間中にまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある企業については15,000円。

【詳しくは】

厚生労働省ホームページへ



◆ 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

【制度概要】

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援する制度です。

【仕事ができなくなった期間】

令和4年1月1日～3月31日

【申請期限】

令和4年5月31日

【金額（1日あたり定額）】

令和4年1～2月

⇒ 5,500円

令和4年3月

⇒ 4,500円

※ 申請の対象期間中にまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に住所を有する方については7,500円（定額）。

【詳しくは】

厚生労働省ホームページへ



「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合や、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

特別相談窓口のご案内

制度の活用について、事業主との相談を経ずに、労働者から直接労働局に相談することも可能です。

【特別相談窓口】

広島労働局 雇用環境・均等室

電話:082-221-9247

受付:8時30分~17時15分(土・日・祝日を除く)

特別相談窓口は
令和4年6月30日まで
開設されています!

